十一　特定被災地方公共団体の「林野水産行政費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる林業及び水産業の従業者数のうち、双葉郡川内村、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に係るものについては第十六条第１項の表市町村の項第五号中「平成27年度産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の就業者数」とあるのは「令和４年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第16項に定める林業及び水産業の従業者数」と、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、土閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡田野畑村、九戸郡野田村、石巻市、気仙沼市、名取市、東松島市、亘理郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市及び相馬郡新地町に係るものについては同表市町村の項第五号中「平成27年度産業分類別就業者数のうちB漁業の就業者数」とあるのは「令和４年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第17項に定める林業及び水産業の従業者数」と、田村市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町及び同郡浪江町に係るものについては同表市町村の項第五号中「平成27年度産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の就業者数」及び「平成27年度産業分類別就業者数のうちB漁業の就業者数」とあるのは「令和４年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第18項に定める林業及び水産業の従業者数」とする。

十二　［略］

十三　特定被災地方公共団体のうち、第１項第１号の表第１項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第１項の規定により算定した数と次の式によって算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

$\{(B-A)/A-0.100\times B/A\}\times\underline{36.9}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{36.9}$

$(B-A)、(B-A)/A-0.100\times B/A、(\alpha-\beta)$ 又は $\{(B-A)/A-0.100\times B/A\}\times\underline{36.9}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{36.9}$ が負数となるときは、それぞれ０とする。

α が3.295を超えるときは3.295とする。

β が3.295を超えるときは3.295とする。

十四　［略］

十五　第１項第１号の表第七項又は第八項に定める市町村の「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第１項の表市町村の項第五号中「1.248×A」とあるのは「1.248×A（附則第21条第１項第１号の表中七又は八の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第八項中「〇・一〇〇」とあるのは「一、五一七、〇〇〇を六〇〇で除して得た数に、附則第二十一条第１項第１号の表第七項又は第八項の適用がないものとした場

［新設］

十一　［同上］

十二　特定被災地方公共団体のうち、第１項第１号の表第１項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第１項の規定により算定した数と次の式によって算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

$\{(B-A)/A-0.100\times B/A\}\times\underline{37.5}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{37.5}$

$(B-A)、(B-A)/A-0.100\times B/A、(\alpha-\beta)$ 又は $\{(B-A)/A-0.100\times B/A\}\times\underline{37.5}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{37.5}$ が負数となるときは、それぞれ０とする。

α が3.225を超えるときは3.225とする。

β が3.225を超えるときは3.225とする。

［同左］

十三　第１項第１号の表第六項又は第七項に定める市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第１項の表市町村の項第四号中「441×A」とあるのは「441×A（附則第21条第１項第１号の表中六又は七の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第七項中「〇・〇五〇」とあるのは「一、五四八、〇〇〇を六九〇で除して得た数に、附則第二十一条第１項第１号の表第六項又は第七項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四四、五〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

十四　第１項第１号の表第八項又は第九項に定める市町村の「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第１項の表市町村の項第五号中「1.238×A」とあるのは「1.238×A（附則第21条第１項第１号の表中八又は九の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第八項中「〇・一〇〇」とあるのは「一、五三九、〇〇〇を六〇〇で除して得た数に、附則第二十一条第１項第１号の表第八項又は第九項の適用がないものとした場